

# 生産①補足資料

## 勉強の手順

- ① まずP. 1～5の図表で日本農業が衰退している現状を Check! 🖱️
- ② 時代の変化が日本の農業を衰退させた経緯を Check! 🖱️
- ③ 戦後、国がどういう施策を行ってきたか？ 時代の変化とともに方針転換を迫れらどう対応したか？ Check! 🖱️
- ④ 今後国はどうしていきたいか？ Check! 🖱️

## ① P. 1～5の補足

### ★ P. 1 「農業総産出額の推移」

- ・ コメは1970年、果実は1980年、畜産は1990年頃がピーク。

### ★ P. 2～3 農家の戸数、平均年齢

- ・ 2030年予測：販売農家58万戸、経営主平均年齢71.7才

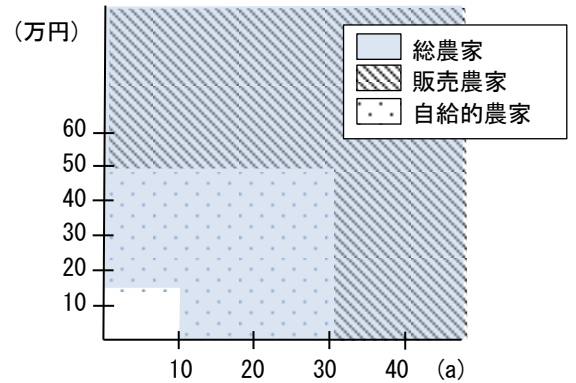


図1 販売農家と自給的農家

### ★ P. 5 野菜・果物の生産・輸入

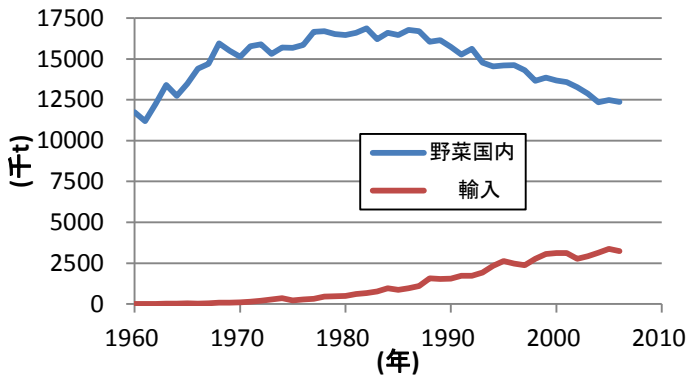


図2 野菜の生産・輸入量 (食料需給表 2007)

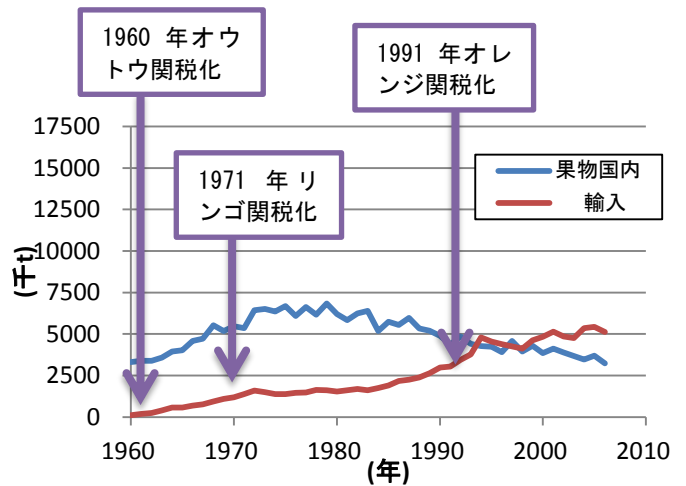


図3 果物の生産・輸入量 (食糧需給表 2007)

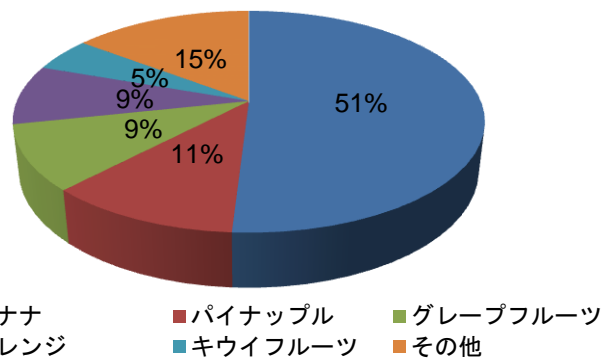
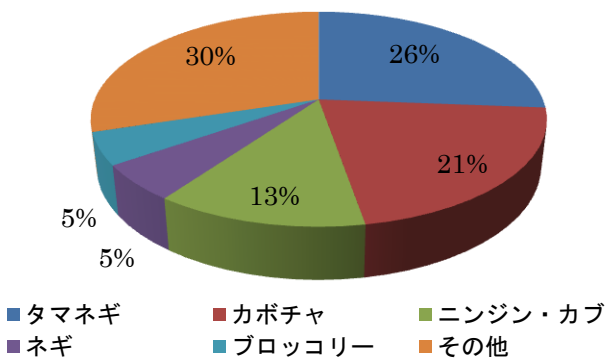
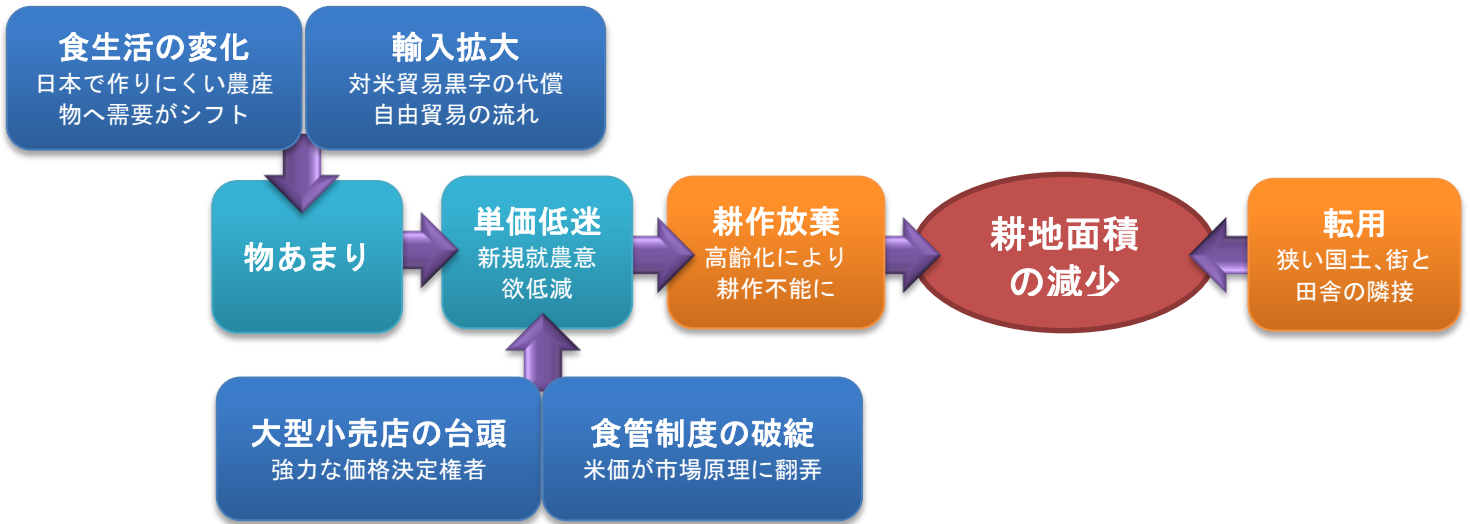


図4 2013年4月の生鮮青果物輸入量(野菜78,445t、果物173,796t) (貿易統計)

タマネギ、ニンジン・カブの80%、ネギのほとんどは中国、カボチャの90%はニュージーランド、ブロッコリーのほとんどをアメリカから輸入  
 バナナの90%、パイナップルのほとんどはフィリピン、グレープフルーツ、オレンジのすべてはアメリカ、キウイのほとんどはニュージーランドから輸入

## ②-1 耕地面積の減少



## ②-2 農業者数減少・高齢化

### ★ 農業者数の減少

・技術の発展に伴い、農業生産性は向上する。余った労働力は他産業へ移動させるのが理想だが、実現は難しい(農業調整問題)。

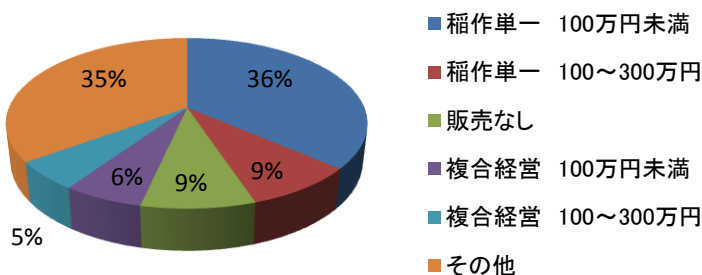
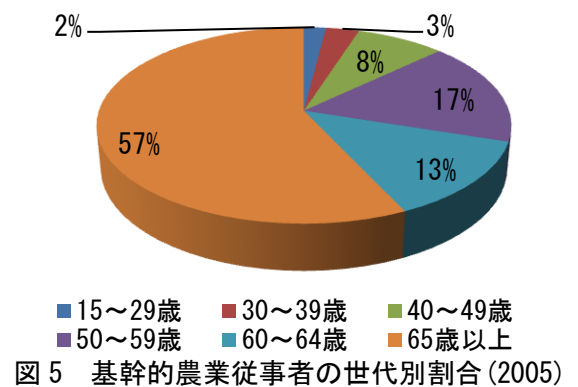
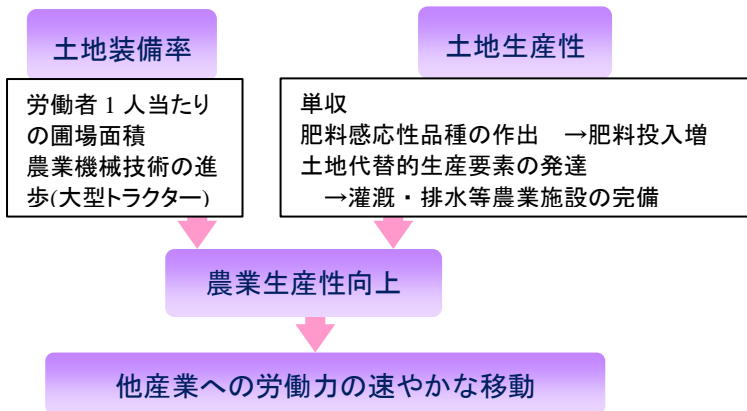


図6 販売規模別農家数 (農業構造動態調査)

### ③ 戦後の農政等の流れ

表 1 戦後農政等の流れ

年代	農業基本法	農地法	食糧管理法	対外的な動き
1940			1942 制定 戦時中の物価安定を目的として制定	1945 終戦 1947 農地改革 小作人の共産化防止のため GHQ が実施。257 万戸の小農が誕生
1950		1952 制定 「自作農主義」を掲げ、農地改革以前に戻らないよう規制		
1960	1961 制定 「畜産 3 倍、果樹 2 倍」、インフラ整備等の施策を実施		1960 バリティー方式から所得補償方式へ 生産者の収入は増えたが国の負担も増えた	1960 オウトウ関税化
1970			1970 減反政策開始	1971 リンゴ関税化
1980			1987 初の政府買入価格引下げ	
1990	1999 食料・農業・農村基本法制定		1995 食糧法制定	1991 牛肉・オレンジ関税化 1995 米ミニマムアクセス開始 1999 コメ関税化
2000	2005 1 回目の基本計画	2009 改正 耕作意欲がある者への速やかな農地の集積を目指す。		
2010	2010 2 回目の基本計画			2013 TPP 参加表明

#### ★ 農地改革

柳田國男は「中農養成策(1904)」のなかで、3~4 反しか土地を持たない「細農」は日々の食事にあくせくし、農業の発展に思いが及ばない、せめて 2 丁歩規模の「中農」を養成すべきと述べた。戦後 GHQ は共産化防止などを目的として農地改革を行い、不在地主(町に住み小作料で生活している)のすべての土地と、在村地主の 1ha(北海道は 4ha)以上の土地を接収し(200 万 ha)、257 万戸もの自作農を生んだ。

#### ★ 「農業基本法」と「食料・農業・農村基本法」

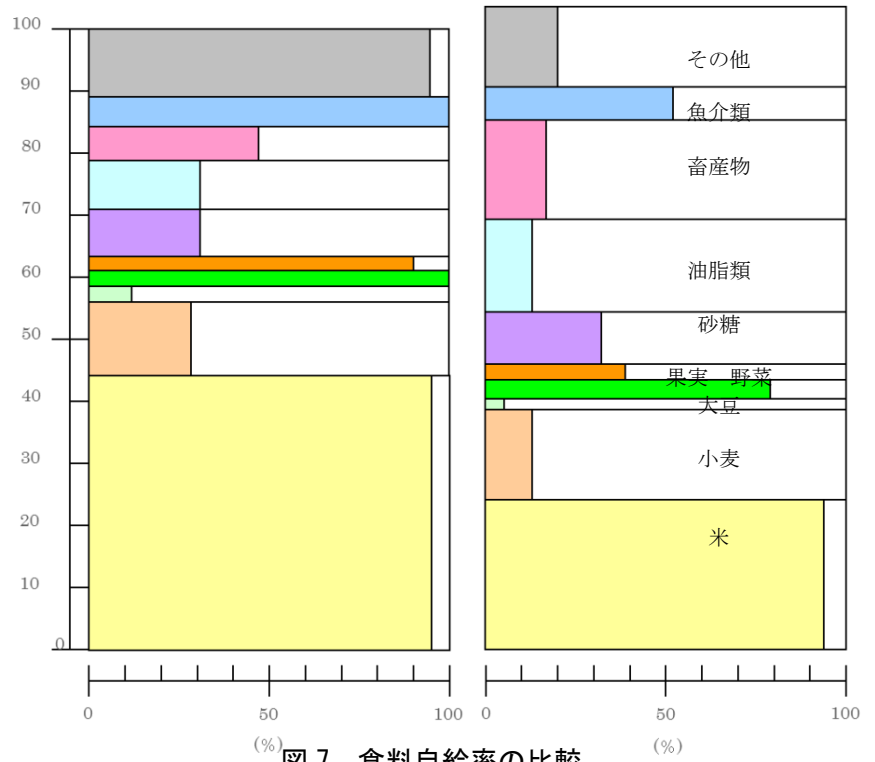
- ・農業基本法附則 → 「わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給… …等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のにない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた」
- ・食料・農業・農村基本法 → 「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり」、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」、安定供給を図る必要がある。「農産物の供給の機能及び多面的機能」を有する農業を持続的に発展させるためには、「基盤たる役割を果たしている」農村の振興を図らなければならない。

#### ★ 農業者戸別所得補償制度から経営所得安定対策へ

- ・民主党肝いりだった戸別所得補償は、自民党政権にかわり廃止されることに。

★ 食料・農業・農村基本計画

- ・食料自給率(カロリーベース)について、第1回は45%(自民党)、第2回は50%(民主党)を目標に設定。
- ・自給率が下がった理由
  - ① 人口が1.35倍になった
  - ② 米を食べなくなり、畜産物、油脂類を摂取するようになった。



★ 食糧管理法と米の生産・輸入

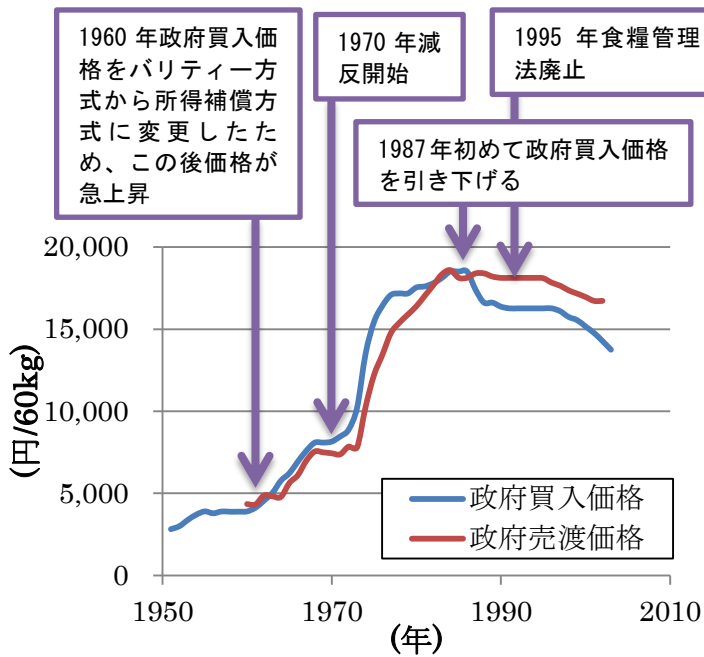


図8 コメ価格推移 (食料統計年表平成19年版)

戦時中の穀物の価格統制のための法律が、戦後は農家保護に利用された。長い間逆ザヤ(買入価格>売渡価格)になっていることに注目。食管会計の負担となり、やがて破綻した。近年は価格の下落が目立つ。

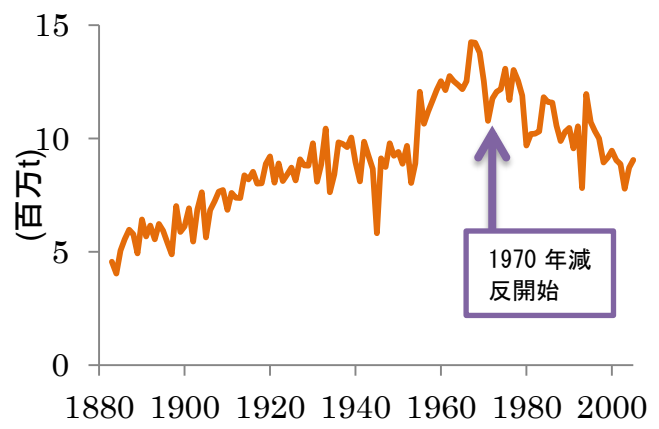


図9 米生産量経年変化 (人口推計、作物統計)

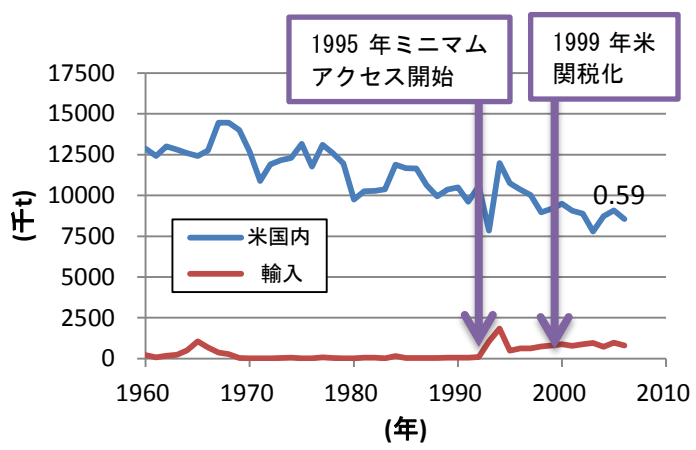


図10 米の生産・輸入量 (食料需給表2007)

WTOの取決めにより、1995年以降一部米を輸入しなければならなくなった。当初はミニマムアクセス(MA)という方法を選択したが、国の負担が大きくMA+関税化に変更した。現在は77.8%という高い関税に守られており、関税による輸入は限定的。

## ④-1 農業の成長戦略

### ★ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)

- ・地域で中心となる経営体を決め、地域農業のあり方を設計する。青年就農給付金(5年150(万円/年))、農地集積協力金(<50a 30万円、50a~2ha 50万円、>2ha 70万円)等のメリット。

### 1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって、

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

#### 〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

### 2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 青年就農給付金(経営開始型)  
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)  
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- 農地集積協力金  
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- スーパーL資金の当初5年間無利子化  
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

#### 〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めの人・農地プランの作成に向けた話し合いを始める必要があります。



### 3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。

☆ 一旦プランを決めても、

- 新規就農者が新たに出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

#### 〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

### ★ 農業・農村の所得倍増目標

- ・10年間で農業・農村全体の所得倍増を目標に。

表3 「攻めの農林水産業」に関する安倍首相の講演ポイント

輸出倍増戦略	国別・品目別の戦略を定め、農林水産物の輸出を4500億円から1兆円に倍増。
付加価値増大	6次産業化の市場規模を10年で1兆円から10兆円に。
供給サイドの構造改革	都道府県段階の「農地集積バンク(県農地中間管理機構)」*の設置や法的手続きの簡素化で担い手へ農地を集積
農業・農村の所得倍増目標	「農林水産業・地域の活力創造本部」で農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定・推進 現在の農業生産額9.4兆円、農業所得3兆円を10年後にそれぞれ12兆円、6兆円に拡大
美しいふるさとを守る	多面的機能を評価した新たな「直接支払制度」を創設

\*現在は、農業経営基盤強化促進法に定められた農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人(市町村、JA、農業公社等)が担務。農地保有合理化法人を改組・充実させて設置

## ④-2 農業保護の要否と方法

### ★ なぜ農業だけ保護するのか

- ・工業との所得格差が広がると、農業者の不満が高まり、生産意欲が落ちる。
- ・個人の事業であるだけでなく、国の食料安全保障に貢献するものであるから。

### ★ 農業保護の種類

- ・例えば、日本での適正な米の単価を 250(円/kg) とすると…
  - ① 50(円/kg) のカリフォルニア米が国内で流通しないようにするために
    - 禁輸
    - 220(円/kg) の関税をかける
  - ② 国内の米価格が 200(円/kg) になってしまったら
    - 生産者に直接 50(円/kg) 補助する(価格支持) → 食管法の政府買入価格が該当、WTOで禁止→※
    - 生産費の不足分 18(千円/10a) を補助する(所得支持) → 戸別所得補償が該当
    - 200(円/kg) でも元が取れるよう、圃場や農道を整備(インフラ整備)し作業効率を高める
    - 200(円/kg) でも元が取れるよう、経費の一部(施設購入費、借入利子)を補助する

※ かつて欧米は穀物増産のために価格支持を行い、余剰となった分を「輸出補助金」をつけて中南米やアフリカに輸出し、それらの国の農業に壊滅的なダメージを与えた。

表 4 農業の保護の仕方

種類		特徴	例	効果	国際競争力・WTO
直接支払	価格支持	物価をコントロール	食管法 (二重米価)	国負担増 国民負担増	競争力低下 WTO廃止
			国境措置 (禁輸・関税)	国収入増 国民負担増	競争力低下 WTO廃止
	所得支持	物価に関わらず 一定の収入を補償	農業者戸別 所得補償	国負担増	競争力維持 WTO許容
	インフラ整備	地域全体に恩恵	農免道路 豊川用水	国負担増	競争力向上
	設備購入補助 優遇金利	設備投資等を支援	ハウス購入補助 無利子融資	国負担増	競争力向上

### 生産①の目指すところ

・以下の問題は学者や政治家が議論する正解の見えない難問ですが、皆さんなりの意見を持てるようになってください。

- ① 食料自給率はどのくらいが適正か。もし上げる必要があるなら、どの品目をどうやってあげるか、財政負担の増加も考慮して「タンスの絵」のぬり絵をしてください。
- ② 農業者の保護の仕方をどうするべきか。全員か一部か、財政負担の増加、農村の存亡も考慮して 10 年後のあるべき姿を想像してみてください。

- ・私個人的には、大切なのは自給率よりも「自給力」だと思っています。
- ・私たちの原風景にある水田の広がる田舎の景色はずっと残したいですし、規模は縮小するかもしれませんが、6次産業化等により、中央に集中してしまった「わけまえ」をちょっと返してもらい、農村を維持してもらいたいものです。
- ・そのためには、農村や農業の未来について、生産者・生活者がお互いに議論ができる風通しの良い関係を築けるのが理想だと考えています。
- ・野菜ソムリエはそのための大切な役割を果たしていくことになるでしょう！！